

上下水道運営審議会 (第 2 回)

令和 5 年 12 月

大牟田市企業局

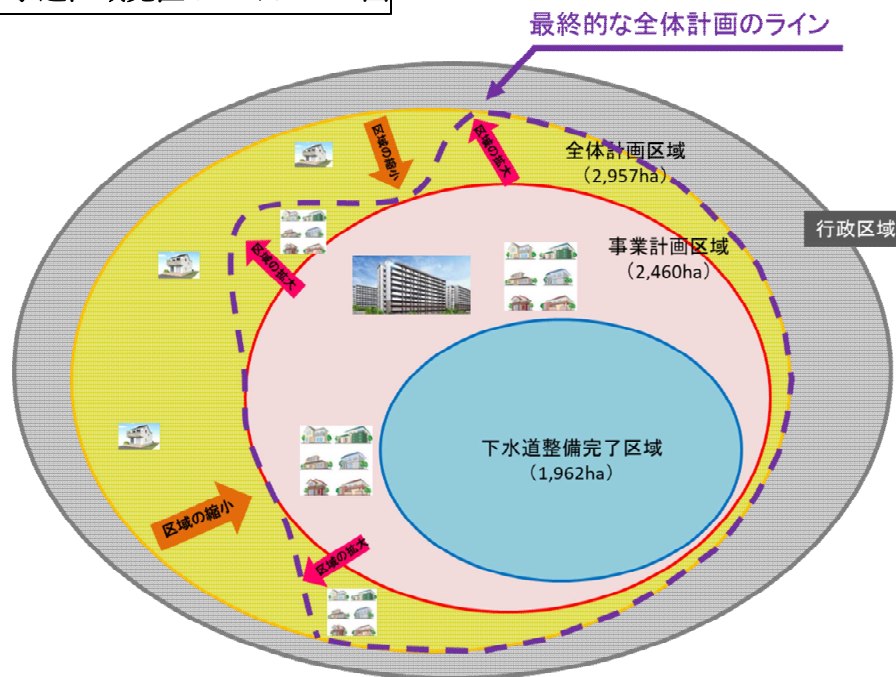
公共下水道全体計画区域の見直し（案）について

(1) 今後の整備における視点

《 今後の公共下水道整備方針 》

現在の公共下水道全体計画区域 2,957ha を全て整備することは、非常に困難な状況にあり、今後、市民のニーズや負担の公平性を考慮しながら、区域を一定縮小せざるを得ない。しかしながら十分に精査を行い、可能な限りの下水道整備を行う。

公共下水道区域見直しのイメージ図



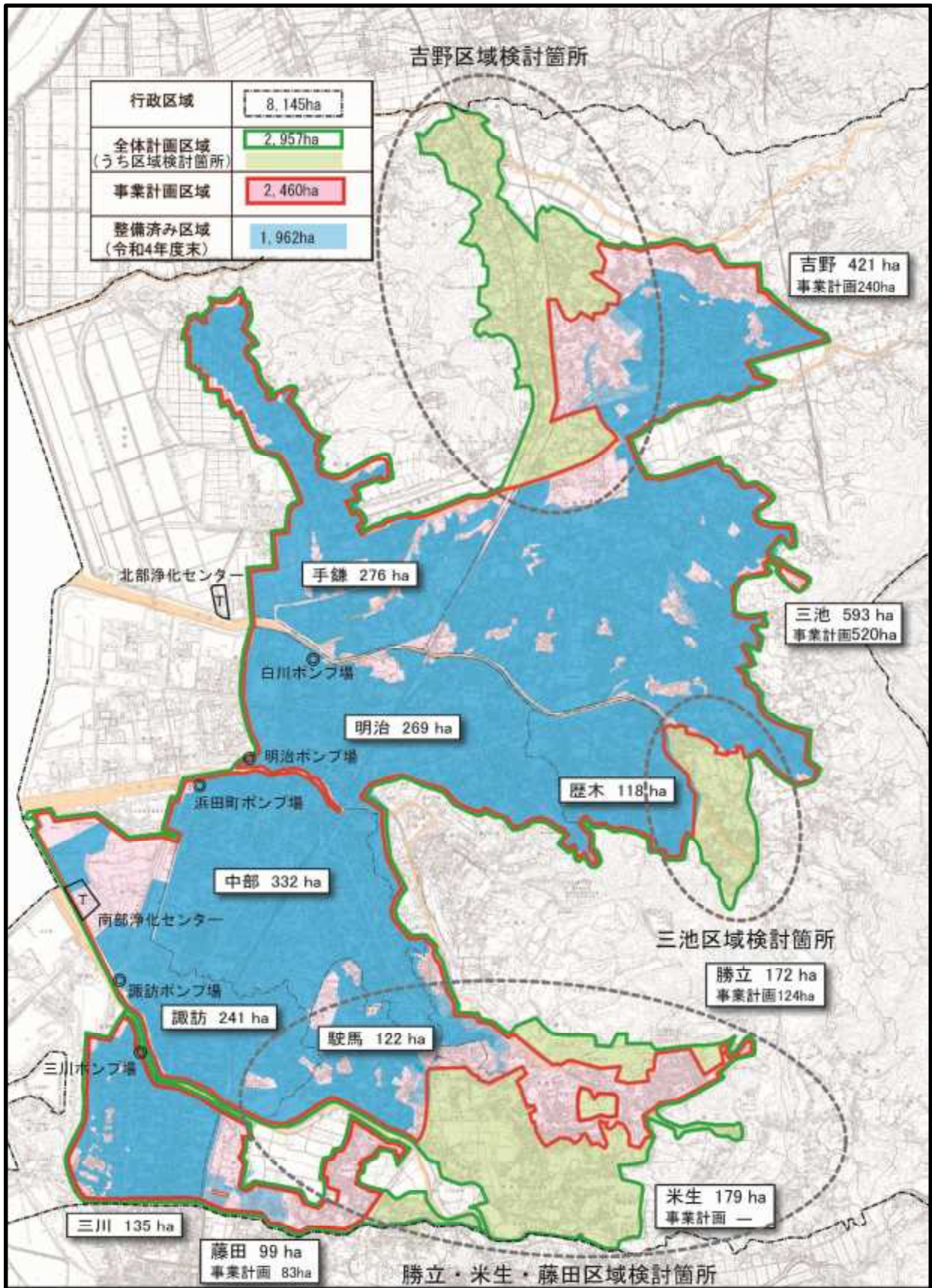
「今後の公共下水道整備方針」に示したとおり、可能な限りの整備を目指すため、事業計画を拡大する区域、及びやむを得ず既全体計画区域から除外する区域について、総合的に判断する。

具体的な見直しの検討にあたっては、以下の点を明らかにしたうえで実施する。

- ① 効率的な整備
 - 下水道整備の優位勢があるか（**合併処理浄化槽との費用比較**）
- ② 将来のまちづくり
 - 立地適正化計画の居住誘導区域と合致しているか（**コンパクトシティ**）
- ③ 施工難度
 - 既設下水道管への接続が容易に可能か（**難易度の高い課題の有無**）

(2) 見直し検討区域図

【市全体】



(3) 区域見直しの検討例

現事業計画区域外の 497 h a (吉野、三池、勝立、米生、藤田処理系統) についての検討例を以下に示す。

1) 検討の視点

【①効率的な整備】

- 人口減少に伴う費用対効果の低下という課題がある中、公共下水道と合併処理浄化槽との費用比較を実施し、費用面で下水道整備の優位性があるかを確認する。

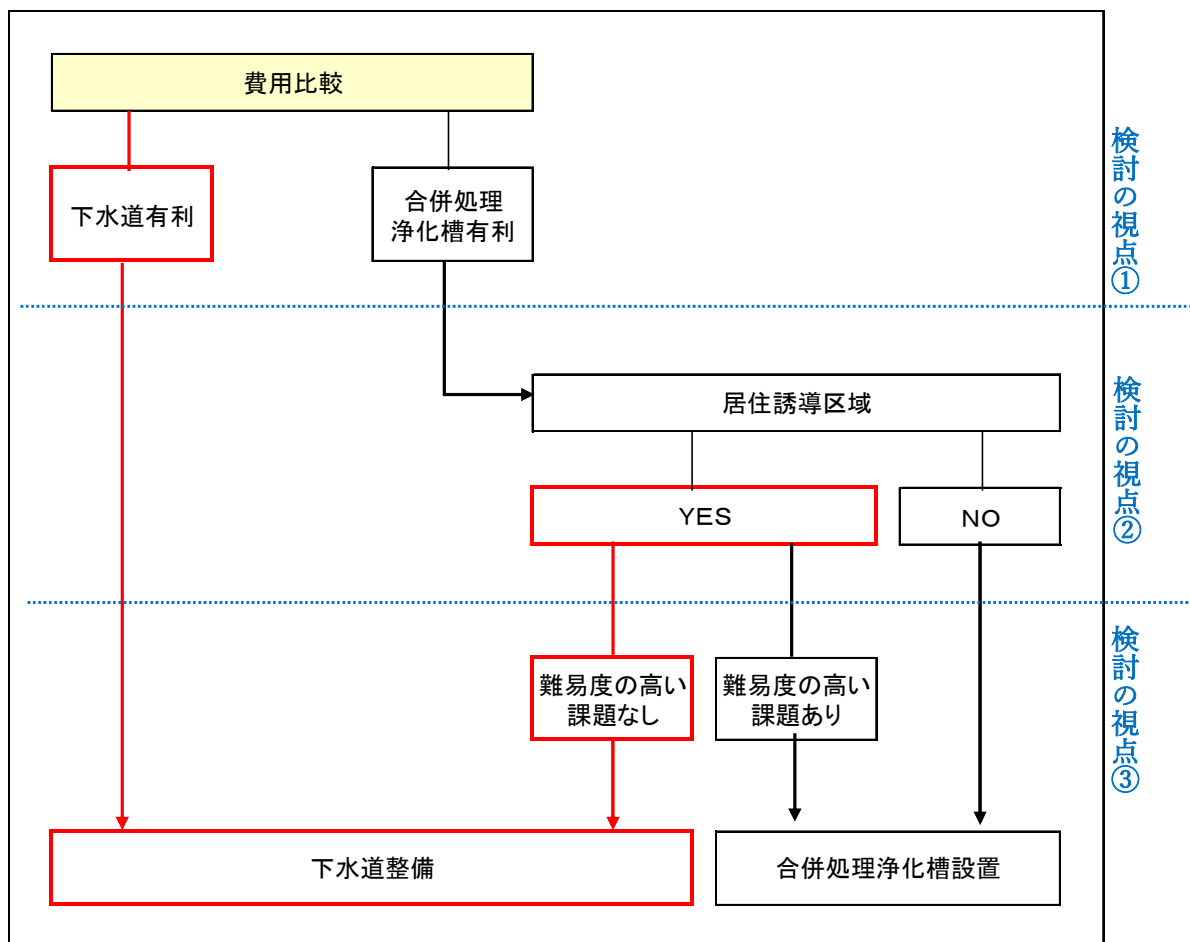
【②将来のまちづくり】

- 将来のまちづくりを見据えた中で、本市の立地適正化計画 (H30 策定) において居住誘導区域となっているか確認する。

【③施工難度】

- 地形的・技術的課題の有無を確認し、供用開始済の既設下水道管に容易に接続できるか確認する。
 - ・土地の起伏が多く、マンホールポンプを複数設置する必要があるか
 - ・河川堤防沿いでの下水道管占用が必要ないか
 - ・下水道管を鉄道敷きや河川を横断させる必要があるか
 - ・下水道管理設時に既存の占用物等による大きな制約を受けないか
 - ・下水道管整備にあたり、既存の下水道管に近接し、容易に接続できるか

2) 見直しフロー図



3) 見直し検討区域（各エリア）

検討区域は以下の3つのエリアに大きく分けしたうえで、各エリアにおいて、地形や隣接する他処理系統（現事業計画区域内）への接続検討も考慮して、複数ブロックに分けて検討する。

- ・ 吉野処理系統（181 h a） → 3ブロック
- ・ 三池処理系統（73 h a） → 3ブロック
- ・ 勝立+米生+藤田処理系統（243 h a） → 4ブロック

なお、整備費用の単価については、下水道整備費3千万円/ha（近年の実績）、合併処理浄化槽5人槽83.7万円/基（持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル）として比較。

(4) 最終的な公共下水道整備区域 (案)

全体計画区域のうち、効率的、効果的な整備が可能な一部の区域を事業計画区域として拡大し、これを最終的な公共下水道整備区域 (=全体計画区域) とする。

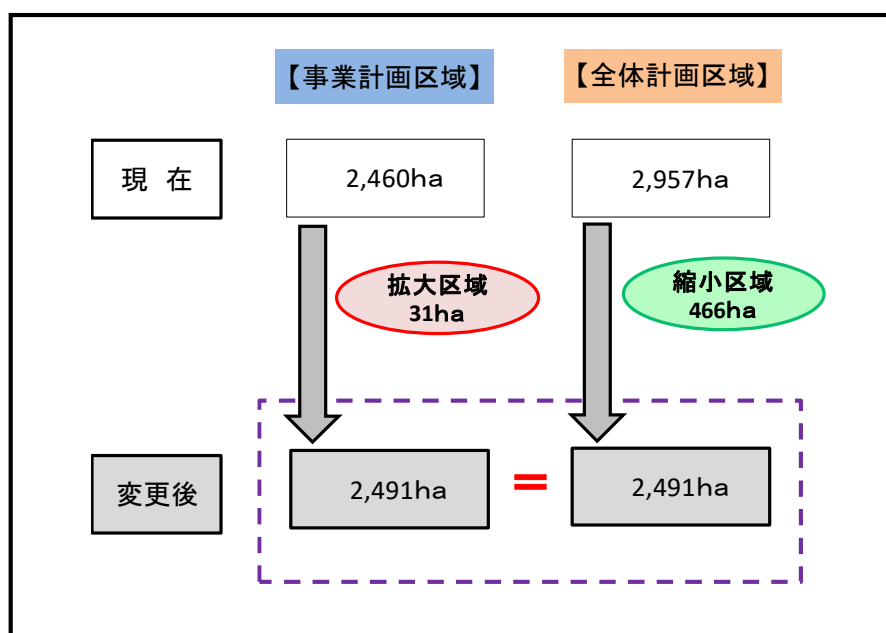
1) 最終的な公共下水道整備区域 (案)

公共下水道の整備区域を、現在の事業計画区域より 31ha 拡大し、2,491ha とするとともに、全体計画区域についても 2,491 h a とし 466 h a 縮小する。

	現計画 ①	見直し後 ②	見直し前後の差 (①-②)
事業計画区域 (h a)	2,460	2,491	△31
全体計画区域 (h a)	2,957	2,491	▲466

※公共下水道整備を縮小した区域については、合併処理浄化槽 (個人設置型) での整備手法とする。

【見直しイメージ】



2) 事業費の縮減額

縮小面積 (h a)	466
総事業費 (億円)	139.8
うち 市負担額 (億円)	97.9

- ・事業費は近年の実績から 1 h a あたり 3 千万円で算出
- ・市負担額は国庫補助を除く 70% で算出 << 国費 30%、市負担額 70% >>

3) 整備完了目標年度

	現計画	見直し後
完了目標年度	R26	R16

・現計画において、R4年度末の残整備面積は995haとなっているが、現段階では整備困難な箇所（河川堤防敷等）や整備不要な箇所（田等）な約60haも含まれているため、これらを控除して整備完了目標年度を設定。

4) 結果

・公共下水道事業のみで見た場合、事業費は約140億（うち、市負担額が約98億）削減される見通しとなる。

ただし、上記は現行制度が維持された場合の試算であり、国が令和8年度までの汚水処理の概成を求めている現状からは、令和9年度以降の国の補助制度は不透明な状況であり、国の制度変更等があれば、手厚い国の補助を受けている下水道事業への影響は大きく、その際は市負担額が増加する。

・完了目標年度は令和16年度となる。

【合併処理浄化槽整備により削減される効果額】

現在の下水道全体計画区域を約466ha縮小し、その代替手法として合併処理浄化槽整備とした場合の削減効果額は以下のとおりとなる。

総事業費

下水道140億 > 浄化槽40億

約100億円の削減!

市の負担事業費

下水道97.9億 > 浄化槽29.2億

約68.7億円の削減!

※下水道は管渠整備と処理場建設の費用、また、浄化槽は縮小区域全ての家屋に合併処理浄化槽（5人槽）単体を設置した場合の費用。

※市の負担事業費は、国庫補助等を除いた市の負担額。

※市の負担額の財源については、主に起債であることから、元利償還金に対する普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、実質的な市の負担額は減少する。

※検討区域内の既浄化槽設置割合は、4割弱となっており、実質の浄化槽の総事業費は上記40億円より安価となる。

(5) 全体計画区域縮小に際しての課題

下水道全体計画区域を縮小する場合、その代替の汚水処理手法としては、合併処理浄化槽（個人設置型）となるが、その際は汚水処理負担の公平性等を確保するため、合併処理浄化槽への切替えに対する支援策の検討や、対象となる市民に対し丁寧な説明・周知が必要である。

参 考

合併処理浄化槽の補助制度（5人槽）

（単位：万円）

	補助金等内訳				合計
	浄化槽本体	宅内配管	便槽撤去	奨励金	
令和4年度	83	30	9	7	129
令和5年度	83	30	9	5	127
令和6年度	83	30	9	3	125
令和7年度	83	30	9	未定	122
令和8年度	83	30	9	未定	122
令和9年度以降	33.2	30	9	—	72.2

※令和4年度～8年度までは水洗化促進キャンペーンを実施中であり、補助制度を拡充している。

※令和9年度以降は、国や県の補助基準額が継続された場合。

【水洗化促進キャンペーン終了後（令和9年度以降）】

公共下水道と合併処理浄化槽（5人槽）の個人負担の比較

（単位：万円）

	汲取りからの水洗化	
	公共下水道	合併処理浄化槽
費用（実績平均）	51	159
受益者負担金	注1) 9	—
計	60	159
補助金（最大）	20	注2) 72.2
個人負担	40	注2) 86.8

注1) 受益者負担金は200㎡（約60坪）で算出。

注2) 国や県の補助基準額が継続された場合。